

# 行田羽生資源環境組合職員の職名に関する規則

令和4年4月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員（行田羽生資源環境組合職員定数条例（令和4年条例第12号）第2条第1項第1号の管理者の事務部局の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であって管理者の事務部局のものに限る。以下同じ。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の職名)

第2条 職員の職名は、次のとおりとする。

事務局長、参事、次長、課長、副参事、主幹、主査、主任、主事、技師

(その他)

第3条 法令その他特別の定めがあるもので特に必要があると認められるものについては、前条に定める職名のほか、別の職名を用い、又は併せ用いることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。